

藤島地域義務教育学校 設立準備委員会 第1回会議

令和7年7月18日(金) 午後6時30分～
藤島庁舎 3階 大会議室

次 第

1. 開会
 2. 挨拶
鶴岡市長
鶴岡市教育長
 3. 委員長・副委員長の選出について
委員長
副委員長
 4. 藤島地域義務教育学校設立準備委員会の設置について
設置の趣旨、これまでの経過、今後のスケジュール
資料1、資料2
 5. 説明・協議
(1) 整備基本構想（案）の概要について 資料3
(2) 小学校早期統合の検討について 資料4
- <ご意見をいただきたいポイント>
以下の点について、委員の皆さまからご意見をお願いいたします。

 - ① 学校づくりにおいて、地域として大切にしたいこと
 - ② 小学校の早期統合についての考えと、配慮が必要と考える点
6. その他
 7. 閉会

○資料一覧

- 1 次第（裏面 資料一覧）
- 2 義務教育学校設立準備委員会委員名簿（裏面 座席表）
- 3 資料
 - 資料1 藤島地域義務教育学校 設立準備委員会の設置について
 - 資料2 藤島地域義務教育学校設置に係る検討経過
 - 資料3 藤島地域義務教育学校整備基本構想（案）
 - 資料4 小学校早期統合の検討について
 - 参考資料 藤島地域義務教育学校設立準備委員会設置要綱

○義務教育学校 設立準備委員会 委員名簿

No.	氏名	性別	役職等
1	齋藤 昭彦	男	藤島地区自治振興会長
2	沓澤 実	男	東栄地区自治振興会長
3	高橋 俊一	男	長沼地区自治振興会長
4	成田 信一	男	八栄島地区自治振興会長
5	近藤 直志	男	渡前地区自治振興会長
6	沓澤 誠	男	藤島中学校校長
7	伊藤 健治	男	藤島小学校校長
8	五十嵐 章雄	男	東栄小学校校長
9	高橋 義	女	渡前小学校校長
10	菅原 篤	男	藤島中学校PTA会長
11	小野寺 一貴	男	藤島小学校PTA会長
12	渋谷 裕	男	東栄小学校PTA会長
13	齋藤 真如	男	渡前小学校PTA会長
14	井上 夏	女	藤島中学校PTA副会長
15	岩浪 香奈子	女	藤島小学校PTA副会長
16	上林 千尋	女	東栄小学校PTA副会長
17	高橋 恵	女	渡前小学校PTA副会長
18	武田 洋	男	いなば幼稚園保護者会長
19	佐藤 一志	男	こりす保育園保護者会長
20	佐藤 貴洋	男	くりくり保育園保護者会長
21	百瀬 裕慶	男	藤島児童館指定管理者代表者
22	齋藤 正	男	藤島児童館運営委員会委員長

藤島地域義務教育学校設立準備委員会 (第1回会議) 席次

議長

菅原 篤 委員
小野寺一貴 委員
渋谷 裕 委員
井上 夏 委員
佐藤 一志 委員
佐藤 貴洋 委員
百瀬 裕慶 委員
齋藤 正 委員

齋藤 昭彦 委員
沓澤 実 委員
成田 信一 委員
近藤 直志 委員
沓澤 誠 委員
伊藤 健治 委員
五十嵐章雄 委員
高橋 義 委員

石川管理課長
白幡教育部長
成澤教育長
皆川市長
白井支所長
齋藤企画課長

伊藤管理課主幹
落合学校教育指導主幹
秋山学校教育課長
成沢子育て推進課長
工藤市民福祉課長
成田副主幹

長瀬管理課
佐藤係主事

記者席

記者席

傍聴者席

入口

受付

○藤島地域義務教育学校 設立準備委員会の設置について

1. 設置の目的

藤島地域義務教育学校の設立に向けて、地域・関係者の意見を反映しながら、教育内容や運営方針、施設整備などを検討・整理し、円滑な開校につなげることを目的とする。

2. 設立準備委員会の概要

- 委員構成 : 自治振興会長、学校関係者、学童関係者、園児・児童・生徒の保護者等
- 検討内容 : 義務教育学校基本構想（事業の方向性を示すもの）
校舎建設前早期統合の可能性
文厚エリアの整備に関すること
その他、義務教育学校設立に必要な事項
- 会議 : 年3回（7月、11月、1月）開催予定

3. これまでの経過

別紙資料2のとおり

4. 今後のスケジュール

1 今年度のスケジュール										
	令和7年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
● 検討内容	早期統合の検討			基本構想の検討						文厚エリア整備の検討
● 設立準備委員会	第1回 《検討内容》 ・設置趣旨、経過の共有 ・基本構想案 ・早期統合 ・文厚エリア				第2回 《検討内容》 ・基本構想案 ・早期統合 ・文厚エリア			第3回 《検討内容》 ・基本構想案 ・最終調整 ・文厚エリア		
● 地域ワークショップ ● 地域報告会	→		地域ワークショップ 基本構想共有	→		→	地域報告会 基本構想の共有	→		
● 教育委員会					統合時期の方針決定					基本構想の決定

2 全体スケジュール											
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
義務教育学校建設	基本構想	基本計画 基本設計 実施設計	校舎建設工事 竣工：令和13年度				供用開始	外構工事・グラウンド工事・旧校舎解体工事			

藤島地域義務教育学校設置に係る検討経過

R3年度	振興懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・文厚エリアの今後について協議 ・中核施設の藤島中学校改築について意見交換
R4年度		<ul style="list-style-type: none"> ・藤島地域教育振興会議の設置を決定
R5年度	教育振興会議	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題整理 ・小中一貫教育先進事例の成果と課題知識取得 ・グループ討議 「どのような教育環境を実現したいか」
		<ul style="list-style-type: none"> ・地区説明会 ・保護者説明会 ・保護者アンケート (R5.7) ・期待がある一方、不安や懸念が寄せられた
		<p>提言① 藤島中学校改築に早期に取り組む</p> <p>提言② 施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各学区の検討を加速する</p> <p>提言③ 提言②のための各学区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得る</p> <p>提言④ 説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等について、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処する</p>

R6年度	整備検討委員会	<p>第1回 整備検討委員会 8/1開催</p> <p>①経過説明 ②意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回小学校区懇談会 8/24藤島 8/28東栄 9/6渡前 ①経過説明 ②小中一貫教育・一貫校説明 ③住民意向とりまとめの依頼 ・第2回小学校区懇談会 9/26藤島（終了） 9/28渡前 ・明倫学園視察 10/8東栄（渡前3名同行） ・明倫学園・萩野学園視察 10/10教育委員
		<p>第2回 整備検討委員会 10/11開催</p> <p>①女性委員追加 ②中間報告 ③意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回小学校区懇談会 10/12渡前（終了） ・第2回小学校区懇談会 10/16東栄（終了）
		<p>第3回 整備検討委員会 11/14開催（終了）</p> <p>①報告書内容協議</p>
		<p><整備検討委員会からの報告内容></p> <p>1 とりまとめ結果 施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に賛成である</p> <p>2 附帯意見</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）教育課程の編成について （2）教育環境の整備について （3）通学支援対策について （4）安心感の醸成について （5）周辺諸施設整備との一体的な検討について （6）学校施設整備等について
		<p>12月定例教育委員会にて義務教育学校の設置に関する方針可決</p>

藤島地域義務教育学校 整備基本構想（案）

令和7年 月

鶴岡市教育委員会

目 次

I	はじめに	
1	基本構想策定の目的と経緯	1
2	基本構想の位置づけ	2
II	藤島地域の小中学校の現状	
1	小中学校の現状	3
III	藤島地域義務教育学校の概要	
1	形態	4
2	開校予定（令和14年）時の児童生徒数・教員数の見込み児童生徒数	4
3	本市の教育目標と学校教育の基本方針	4
4	鶴岡型小中一貫教育について	5
5	藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）	5
6	教育課程編成の基本的な考え方（案）	6
7	義務教育学校設置により実現を目指すこと	6
IV	施設整備について	
1	施設整備予定地	
2		

I はじめに

1. 基本構想策定の目的と経緯

(1) 基本構想策定の目的

藤島地域においては、藤島中学校をはじめとする学校施設の老朽化が進んでおり、児童生徒の安全性の確保と、より良い教育環境の整備が急務となっています。

義務教育学校の設置により、施設の統合と再編を図り、安全・安心で快適な学びの場を提供することを目的としています。

この基本構想は、藤島地域の子どもたちが安心して学び、成長できる学校環境の実現を目指すとともに、地域の未来を見据えた教育・まちづくりの指針として策定するものです。

(2) これまでの経緯

藤島地域では、令和3年度に開催された藤島地域振興懇談会において、老朽化している藤島中学校の改築が話題となり、同校改築に伴う今後の藤島地域の教育環境のあり方と文厚エリアの整備について早期の検討が求められました。このことを専門的に協議するため、令和4年9月28日に教育委員会が「藤島地域教育振興会議」を設置しました。

藤島地域教育振興会議では、令和4年度から令和5年度にかけて慎重な協議を重ね、教育委員会に対する次の四つの提言がなされました。

- (1) 藤島中学校改築に早期に取り組むこと
- (2) 藤島中学校改築にあたり、小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各学校区の検討を加速すること
- (3) 提言(2)のための各学校区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得ること
- (4) 小中一貫教育及び小中一貫校の推進にあたり、藤島地域教育振興会議の各会議、地区説明会、保護者説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等については、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処すること

藤島地域教育振興会議による四つの提言を受け、提言(2)にある「小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）整備」について地域の議論を推進し、藤島地域住民の意向を把握するため、令和6年6月19日に教育委員会が「藤島地域小中学校整備検討委員会」を設置し、検討が行われました。

藤島地域小中学校整備検討委員会では、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に賛成であるというとりまとめ結果が示されるとともに、次の6つの附帯意見が示されました。

- (1) 教育課程の編成について

教育課程の編成にあたっては、小学校卒業に代わる節目の行事を行うなど児童・生徒の成長の機会確保に努めるとともに、地域の伝統行事の継承が図られるよう配慮し、地域の魅力が失われないよう、地域活性化に繋がる魅力ある学校づくりに取り組まれない

(2) 教育環境の整備について

児童・生徒、教員にとってより良い教育環境となるよう、幼保小の円滑な接続に向けて丁寧な連携を図るとともに、適切な教員体制整備と教員のレベルアップに取り組み、環境変化に適切に対応できるサポート体制を整えられたい

(3) 通学支援対策について

スクールバス運行等の通学対策の検討にあたっては、遠距離通学の児童・生徒とその保護者の負担軽減のため、乗車時間については概ね 30 分以内を目途にし、乗車場所の位置にも配慮されたい

(4) 安心感の醸成について

年齢の離れた児童・生徒間の安全面や、いじめ発生時の長期化、教員の負担増等に対する不安の声があることを認識し、児童・生徒、保護者、教員等関係者の意見を聞き、不安の解消、課題の解決に努められたい

(5) 周辺諸施設整備との一体的な検討について

学校施設及び藤島文厚エリア諸施設の整備について、複合化、動線の確保、地域住民と交流を図れる施設のあり方等の観点から、関係部局とともに一体的に検討し、施設の将来像を示されたい

(6) 学校施設整備等について

新しい学校施設の建築について可能な限り早期の竣工を目指すとともに、閉校後の旧校舎等の利活用について、地域住民とともに検討されたい

渡前小学校区懇談会からの要望として、新校舎竣工前の小学校統合について子育て世代の保護者の意見を聞き、三つの小学校が同じスタートラインとなる新設統合を前提として検討されたい

以上の検討結果を踏まえ、令和 6 年 12 月 18 日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の設置に関する方針」が原案どおり可決されました。

方針では、「鶴岡市立藤島小学校、鶴岡市立東栄小学校、鶴岡市立渡前小学校及び鶴岡市立藤島中学校を統合し、新たに設置する学校の形態は施設一体型義務教育学校とする」ことが示されました。

2. 基本構想の位置づけ

本基本構想は、藤島地域における義務教育学校の設置・整備に向けた基本的な方針や方向性を明確にするための指針として位置づけるものです。

また、本構想は、今後策定される基本計画（具体的な施設整備計画など）や、実施計画（工事スケジュール、財政措置など）などの上位計画としての役割を果たし、地域の教育の方向性を具体化するものです。

II 藤島地域の小中学校の現状

1. 小中学校の現状

(1) 藤島小学校

- ・所在地 : 鶴岡市藤の花2丁目1番地1
- ・建設年度 : 1976年度(昭和51年度)
- ・経過年数 : 49年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造+鉄骨造
- ・階数 : 地上3階建て
- ・延床面積 : 校舎4,119㎡、屋体995㎡
- ・在籍児童数 : 246人(R7.5)



(2) 東栄小学校

- ・所在地 : 鶴岡市川尻字町上14番地
- ・建設年度 : 1984年度(昭和59年度)
- ・経過年数 : 41年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造+鉄骨造
- ・階数 : 地上2階建て
- ・延床面積 : 校舎2,072㎡、屋体718㎡
- ・在籍児童数 : 62人(R7.5)



(3) 渡前小学校

- ・所在地 : 鶴岡市渡前字中屋敷1番地
- ・建設年度 : 1988年度(昭和63年度)
- ・経過年数 : 37年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造+鉄骨造
- ・階数 : 地上3階建て
- ・延床面積 : 校舎2,284㎡、屋体719㎡
- ・在籍児童数 : 45人(R7.5)



(4) 藤島中学校

- ・所在地 : 鶴岡市藤島字笹花86番地1
- ・建設年度 : 1968年度(昭和43年度)
- ・経過年数 : 57年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 : 校舎5,101㎡、屋体1,356㎡
- ・階数 : 地上3階建て
- ・在籍生徒数 : 212人(R7.5)



Ⅲ 藤島地域義務教育学校の概要

1. 形態

藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校と藤島中学校を統合した9年制の義務教育学校

2. 開校予定（令和14年）時の児童生徒数・教員数の見込み（令和7年時点）

□児童生徒数 児童(243)名 生徒数 162名 合計(405)名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	(30)	33	44	45	57	34	54	52	56	(405)名
通常学級数	(1)	1	2	2	2	1	2	2	2	(15)学級

※ 1年は令和7年度生まれのため、予想値

※ このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	12	16	28
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			37

※1年通常1クラスと見込み、

前期課程通常9クラス、

後期課程6クラス

特別支援学級

前期課程2クラス(知的1, 自閉・情緒1)

後期課程2クラス(知的1, 自閉・情緒1)

と仮定

※義務教育学校加配を含む

3. 本市の教育目標と学校教育の基本方針

□ 本市の教育目標

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくり

いのち輝く市民が躍動する環境づくり

□ 基本方針（学校教育）

逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市は、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自習」「天性重視」「心身鍛練」を大切に
した教育風土を受け継いできました。

その精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける人間の育成をめざし、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域とともにある学校づくりに努めます。

そのために、子ども一人一人が安心して生活できる学校環境づくりを進めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く、意欲あふれる子どもを育てる学校教育の推進を図ります。

また、人間性豊かな子どもの育成のために、学校教育の振興に必要な施設設備の整備に努め、円滑な学校経営を推進します。

学校給食については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により、心身ともに健やかな子どもの成長を育むとともに、望ましい食習慣を養い、地産地消の推進や食文化創造都市にふさわしい食育の充実と食文化の継承に取り組みます。

次代を担う子どもの育成に向け、学校・保護者・地域が一体となって取り組めるよう、積極的に情報発信を行っていきます。

4. 鶴岡型小中一貫教育について

鶴岡型小中一貫教育は、現在の中学校ブロックごとに小学校と中学校の教職員が連携・協働しながら、義務教育の9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導等を行い、義務教育の質的な向上を図り、子どもたちの生きる力を確実に育成していくことにあります。また、「目標」・「教育課程」・「活動」・「家庭・地域」の4つのつながりを大切にしていくとともに、中学校区ごとにコミュニティ・スクールを実施し、コミュニティ・スクールと連携した小中一貫教育を進めていくことで教育の質の向上を図ります。さらに、この小中一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて保護者や地域の方々の意見、考えを丁寧に聞きながら義務教育学校の設置も含め、地域の実情に応じた一貫教育の形態を検討していくこととします。

5. 藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）

□ 藤島地域における小中一貫教育目標

夢に向かって、仲間と共に、たくましく生きる 藤島の子
＜自己調整＞ ＜共生＞ ＜自立＞ ＜ふるさと＞ キーワード

□ めざす子ども像

- ・ 自分から、粘り強く学ぶ子ども
- ・ 相手の気持ちを考える。思いやりのある子ども
- ・ 心と体を鍛え、しなやかさを持つ子ども
- ・ ふるさと藤島のよさを知り、誇りを持つ子ども

□ めざす学校像

- ① 9年間を見通した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力を育成する学校
- ② 未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とICTに対応する能

力を育成する学校

- ③ 異学年交流や多様な教職員との関わりにより、豊かな社会性や人間性を育成する学校
- ④ 9年制により規範意識や憧れの気持ちを早期に醸成し、目標へ向かい互いに高め合う学校
- ⑤ 地域の自然や文化、伝統等を活かした特色ある教育活動を行い、ふるさとを誇りに思う気持ち高める学校

6. 教育課程編成の基本的な考え方（案）

「4-3-2 制」を原案とし、以下のように、継続的で系統的な教育課程を検討する。

教育課程	前期課程 (小学校の教育課程)						後期課程 (中学校の教育課程)		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ブロック	前期				中期			後期	
重点	学習・生活の基礎基本を定着させる				学習・生活の基礎基本を生かし、充実・深化させる			学習・生活の完成期 個の資質・能力の伸長	
指導形態	学級担任制		一部教科担任制				教科担任制		

7. 義務教育学校設置により実現を目指すこと

□ 義務教育の質の向上及び小中ギャップの軽減

従来の「6-3 制」の小学校と中学校において蓄積された教育の成果を継承しつつ、義務教育学校の特徴である「9年間の一貫したカリキュラム」を編成します。その中で、「4-3-2 制」を導入し9年間の系統性や連続性に配慮した指導を行うとともに、組織的かつ計画的に義務教育の質の向上を図ります。また、小学校教育から中学校教育へのスムーズな接続を可能にし、小中ギャップの軽減につなげます。

□ 豊かな心の育成及びいじめ・不登校等の未然防止や減少

1年生から9年生までが同じ学び舎で過ごし、行事や縦割り活動などを合同で行うことで、「先輩にあこがれる下級生」や「後輩の面倒を見る手本となる上級生」が育ち、規範意識や社会性等の豊かな心の育成が図られます。このことに加え、生徒指導提要で提唱されている4つの視点（「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」）を踏まえた支援により、自分を大切に作る心や他者を尊重し思いやる心の育成、生徒指導面での諸課題（いじめ・不登校等）の未然防止や減少につなげます。

□ 「確かな学力」の育成

一人の校長の下で前期課程と後期課程の教職員が1つの職員室で連携・協働することで、学習面においても9年間を見通した継続的できめ細やかな支援体制が可能になります。また、乗り入れ授業による教科担任制が導入しやすくなることで、前

期課程からより質の高い授業が実施できたり、前期・後期の接続が円滑になったりします。そして、多くの教員による多面的な支援により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られ、児童生徒の「確かな学力」の育成につながります。

□ ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成

これまで藤島地域の学校で大切にしてきた獅子踊りや農業体験等を、教育課程に取り入れ、地域の方々からご指導、ご協力いただきながら特色ある教育活動を実践します。また、学校運営協議会との協働をさらに推進し、地域の方々が発揮できる教育活動の場面を増やしていく環境をつくり、子どもがよりよく育ち、地域が元気になる学校を目指します。このことにより、ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成につながります。

□ 幼保小連携の推進

小学校が一つにまとまることにより、いなば幼稚園及びこりす保育園との幼保小連携を今まで以上に円滑に進めることができます。また、施設が近隣にあることから、幼児と児童の交流も実施しやすくなります。

IV 施設整備について

(今後作成予定)

<整備検討委員会からの附帯意見（令和6年11月18日）>

渡前小学校区懇談会からの要望

「新校舎竣工前の小学校統合について子育て世代の保護者をはじめ地域の意見を聞き、三つの小学校が同じスタートラインとなる新設統合を前提として検討されたい。」

校舎竣工に合わせ統合する場合のスケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
校舎竣工に合わせ統合する場合	従来 小・中学校（小3校、中1校）							統合	一体型・義務教育学校（義務1校） ※校舎は14年度から供用開始		

第1回藤島地域義務教育学校設立準備委員会	参考資料
令和7年7月18日 教育委員会管理課	

藤島地域義務教育学校設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市教育委員会は、藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校及び藤島中学校を統合して藤島文厚エリアに設置する施設一体型義務教育学校整備について、設立に伴う課題を検討し、設立を円滑に推進するため、藤島地域義務教育学校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 義務教育学校整備の検討に関すること
- (2) 義務教育学校の設立時期に関すること
- (3) 文厚エリア整備の検討に関すること
- (4) 校名、校歌、校章等に関すること
- (5) 学校運営及び教育計画に関すること
- (6) 地域事業との関係、児童及び生徒の交流事業、児童及び生徒の心身のケア等に関すること
- (7) P T A組織の運営等に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、設立に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 準備委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 藤島地域各地区自治振興会の代表者
- (2) 藤島地域小・中学校の教職員の代表者
- (3) 藤島地域小・中学校の児童・生徒の保護者の代表者
- (4) 藤島地域幼稚園・保育園の園児の保護者の代表者
- (5) 藤島児童館の指定管理者、運営委員会の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 準備委員会は、必要があると認めるときは、第2条に規定する所掌事務の細部について検討するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、準備委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表するとともに、検討の結果を準備委員会に報告する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会の委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。